

昭和十八年度優良多子家庭の子女  
の育英に關する件 (昭和十八年四月十三日  
地方長官宛厚生次官通牒)

優良多子家庭の子女にして學資不足の爲中等教育以上の教育を受けること困難なる者に對し昭和十八年度に於ても別記要綱(上掲)に依り之が學資を補給し以て優良多子家庭の經濟的援護の一方途と爲し國家有爲の人材の養成を圖ると共に多産完育の獎勵に資することと相成候に就ては左記各項御了知の上之が實施に關し萬遺憾なきを期せられ度依命此段及通牒候也

記

- 一 被補給者は貴官に於て之を決定せらるべき義なるも右決定に當りては別記様式(省略)に依り五月末日迄に豫め之を當省に協議すること
- 二 補給額の貴縣配當見込豫算額は金 圓にして右は前項の協議終了後貴官に支出委任可致こと

昭和十八年度優良多子家庭の子女  
の育英に關する件 (昭和十八年四月十三日  
地方長官宛人口局長通牒)

標記の件に關しては本日別途次官通牒相成候處之が實施に當りては特に左記各項御了知の上之が運用の適正を期せられ度

記

- 一 配當見込豫算額は繼續竝に新に詮議すべき者に對

する補給年額なること

- 二 補給額豫定年額は豫算額竝に出願者員數等に關係あるべきも之が決定に當りては中等學校及び之に準ずるものに在學する者に在りては一人平均年額百圓程度、専門學校及び之に準ずるもの以上に在學する者に在りては一人平均年額二百五十圓程度に於て考慮せられ度こと

- 三 補給額は學資補給の規定ある學校(師範學校、陸軍士官學校、同幼年學校、海軍兵學校、通信講習所其他之に類するものを含む)等に入、在學する者又は他の施設に依り學資の補給を受けつゝある者に付ては當該支給又は補給額が前項の標準額に満たざるとき其の差額の範圍内に於て之を決定せられ度こと

- 四 被補給者の成績は最近三學年間各三分の二以内なること

- 五 補給出願者の保護者の年收二千六百圓未満なること
- 六 被補給者は一家庭一人を原則とし特別の事情ある場合と雖も一家庭二人に止められ度こと猶なるべく地理的分布に付ても配意せられ度こと

- 七 被補給者は前各項に依るの外なるべく實業學校其の他之に準ずる技能關係の學修者を優先的に詮議し豫算の關係上現に補給を受ける學校の卒業を以て原則として一應補給打切の方針とせられ度こと

- 八 現に補給を受ける者にして新學年に於て繼續補給を受けんとする者に付ては其の學年に於ける當該學

校長の學業成績證明書を添へ願出でしめ要綱第三の

第二號以下の書類添付を省略せしむるを得ること

- 九 前各項に依るの外本豫算額等の關係上補給豫定年額の査定若は被協議者の一部に對しての補給詮議相成ことあるべきこと

- 十 補給出願者中未だ入學確定せざる者あるときは之が協議に當りては其の旨補給額調書に附記し置き其の入學確定したるとき直に之を報告せられ度こと

- 十一 學資補給の停止、廢止又は補給金の全部若は一部の返納を命じたるときは其の事由を具し報告せられ度こと

農林省農村計畫委員會の標準農村設定要綱の決定

皇國農村確立運動の中心施設たるべき標準農村設定の根本方針に關する農林大臣の諮問に答へ、農林省農村計畫委員會に於いては昭和十八年四月七日左の如き標準農村設定要綱を決定した。

標準農村設定要綱

一、標準農村設定方針

標準農村に於ては農業立地の具體的條件に即し耕種、養畜養蠶、農産加工等を通じ適正なる農業經營の確立を圖り生産力を擴充すると共に適當なる自給部面を確保し保健衛生施設等の普及徹底と相俟ち農家生活を健全明瞭ならしめ、農民をして農業に専念

せしむるため各農家の農業經營及び部落、村全體を通ずる農業組織に互り自作農創設土地及び水利の改良、各種共同施設、分村等諸般の事項につき當該地方の實情に即し綜合計畫を樹立實行せしめ一方附近農村をして右計畫樹立實行の實績を自村における建設事業の參考となさしめ標準農村設定の擴大に伴ひ

順次當該地方における農村建設の進捗を圖らんとす

二、標準農村における建設の目標皇國農村確立の根本は畢竟するところ國家の要請に照應する如く適正なる農業經營をなし、毅然として永く農業に精進する農家の維持育成に存するものにして、標準農村における建設の目標は適正經營農家が當該村における農業上の中核となり村全體が隣保共助の精神により安定且つ調和せる農村を確立するにあり、而して適正經營農家は各地方の立地條件に即して定まるべきものなるが概ね左の如き要領によるものなりとす

- (一) 專業自作經營なること
- (二) 經營の基本を健全なる構成の家族勞力に置くこと
- (三) 農地の規模が當該地方の立地條件に即し適當なること
- (四) 原則として主要食糧の生産を根幹とし家畜飼養を伴ふ經營なること
- (五) 農業技術高度にして生産能率の大なること
- (六) 適度の自給經濟により簡素なるも充實せる生

活をなし農に即せる固有の文化を培養し得る如き餘裕あるものなること

(七) 國家要請に即應するを經營の根本理念とし農業の國家的眞義に徹し農家として永續して農業に専念すること

三、標準農村における建設計畫

標準農村においては右目標の達成を期し當該村の實情に即し概ね左の事項を考慮し綜合的建設計畫を樹立するものとし

- (一) 部落構成における適正經營農家の目標戸數に關する事項
- (二) 自作農創設に關する事項
- (三) 農地の交換分合及び小作關係の調整に關する事項
- (四) 土地及び水利の改良に關する事項
- (五) 勞力調整に關する事項
- (六) 共同施設の整備に關する事項
- (七) 負債整理、貯蓄増強、厚生施設その他農村生活の安定に關する事項

四、標準農村における計畫の樹立實行方法

標準農村における計畫の樹立實行には農民の創意要領を尊重し中堅農家の旺盛なる推進力を活用し飽くまでも當該農民の熱意に基く自主的活動によるを本旨とし計畫の樹立については當該村經濟更生委員會これに當るものとし、同委員會に建設計畫部を設

け部長には建設事業の實際上の中心人物をもつてこれにあて且つ村内各部落の代表的中堅農家を右部に参加せしむる等村内の建設的意圖を結集し得る如く適當なる措置を講ずることとし計畫の實行については關係機關協力してこれに當り建設計畫部の緊密なる連絡の下に圓滑なる遂行を圖るものとし

五、標準農村の選定

標準農村の設定は特別の條件を具ふる農村のみを対象とせず、逐次これを擴大するものなるが差當り昭和十八年度においては三百村を指定する關係上各道府縣毎に農民が農村建設に對し積極的なる熱意を有し事業完遂の意圖強固にして本事業實行の推進力たるべき指導的中心人物の存在する農村中より適當數の農村を選定するものとし、而して標準農村の指定は道府縣の推薦する候補村の中より農林省においてこれをなすものとし

**農林省の農林水産業調査規則に依る  
昭和十六年八月一日現在基本調査結果の發表(承前)**

農林省が農林水産業調査規則に基き昭和十六年八月一日現在を以つて行つた基本調査結果の概要については既に本誌前號本欄に紹介せる如くであるが、更に右調査の主要事項に關し全府縣別集計結果を掲ぐれば以下の如くである。